

第6回 名寄市農業委員会総会（令和4年6月）会議録

日 時 令和4年6月30日（木）

午後1時29分 開始

午後1時49分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	7件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	1件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	2件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	2件	承認
第6	報告第1号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	

第6回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
2番 新田司	12番 林秀典	21番 飯塚明夫
3番 藤野修一	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
4番 清水康史	14番 武田修一	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	15番 山上瞳	25番 越孝則
6番 水間健詞	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
7番 飯村規峰	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清	18番 中村敏夫	
10番 安達啓二	19番 村中洋一	

欠席 8番 菅野真記子 24番 鈴木英二

第6回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年6月30日（木）午後1時29分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第6回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしくお願いたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第6回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は8番菅野委員、24番鈴木委員から欠席の報告を受けており、委員定数27名中、
委員25名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席
となっていますので、本総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、25
番 越委員、26番 阿部委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、越委員、阿部委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
村中代理席移動のため、暫時休憩します。（13：32）

議 長： それでは議事を再開します。（13：32）
番号9番について事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。9番について説明します。場所について、地図の4ページをご覧ください。4ページの下の方に40番があり、40番の左側に線路が走っていますが、この右側が所在になります。当地区は市街地にありまして、6月21日に自分と山上委員、22日に鈴木委員と事務局がそれぞれ現地の確認をしています。現地は、農地としてしばらく使われている様子はなく、今後も使う様子もないということで、農地以外という確認をし

てきました。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
番号9番について原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
暫時休憩します。（13：33）

議 長： それでは議事を再開いたします。（13：33）
続きまして、**番号10番**について事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号10番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

水間委員： はい。

議 長： 水間委員。

水間委員： 6番 水間です。番号10番について説明します。まず場所ですけれども、旧名寄市場の跡地の南向いに〇〇さんが水田を作っていますが、その屋敷周りの水田の南側に隣接した土地になります。私は29日、それから山上委員、高橋委員が別日に現地を確認しています。現状としては宅地、あるいは家庭菜園のような利用をされていまして、農地・採草放牧地以外であることを確認しています。

議 長： ただいま、水間委員より意見がありました。
番号10番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
続いて、番号11番から14番までを一括して事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号11番から14番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 20番 小田桐です。番号11、12、13、14について説明します。まず番号11、12の所在ですが、地図の5ページで、ちょうど上の方に32という数字があります。その左側に798という道路表示がありまして、番号11番がその左下の四角いマスの部分になります。番号12番は、その左隣のマスと下のマスのところになります。番号11番、12番は、ともに13日に私と事務局、後日山上委員、清水委員が現地を確認しています。この部分は、すでに周りが住宅地でありまして、農地以外ということを確認してきました。番号13番は38番の右側の道路方向にありまして、ちょうどホームマックと100均ショップ、イオンの駐車場との間にある土地になります。この農地は今月の22日、後日同じく山上委員、清水委員が現地を確認しています。この申請地は3年前にすでに、農地以外

ということで認定していますが、今回改めての申請で農地以外ということを確認してきました。

番号14番ですが、同じく5ページの37番にバイパスが走っていますが、バイパスの左下の三角の部分になります。ここは、今月の20日に私と事務局が確認していきまして、後日山上委員、清水委員が確認しています。この農地につきましては、昨年の農地パトロールで農地以外ということで認定しています。今回再度の申請でしたが、改めて農地以外ということを確認してきました。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
番号11番から14番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号11番から14番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

続いて、**番号15番**の審査は、藤野委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。(13:39)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:39)
それでは、**番号15番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号15番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号15番について説明いたします。所在ですが、地図の8ページをご覧ください。中央あたりに、黄色のマーカーで21線とありますが、そこから南に約1線間あった交差点の右下が所在地になります。6月22日に又村委員と私、23日に沼田委員で現地を確認しています。畑の一部に納屋と農道があり、非農地であることを確認してきました。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
番号15番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番を原案のとおり証明することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。(13:40)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:40)
日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
番号5番について承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番について承認することに決定しました。

議 長： 日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
貸貸借のみの審査となります。
番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号9番について読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

高橋委員： はい。

議 長： 高橋委員。

高橋委員： 5番 高橋です。9番の案件について説明をします。地図の7ページをご覧ください。7ページの中央付近に、内淵とピンクのマーカーで書かれていますが、その左側に9線と黄色のマーカーがあり、その中央のところに申請地があります。ここは今まで供給契約をしていましたが、貸貸で契約を結び直すという案件です。

議 長： ただいま、番号9番について高橋委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、番号10番について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号10番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号10番について説明します。所在地は9ページをご覧ください。9ページの太い道路で道道下川風連線とあります。下手の御料7線と8線の間斜めに市道

が走っていますが、そのちょうど入口の右下あたりが所在地になります。本件の貸主は急遽体調が悪くなり、水稻以外の畑を〇〇さんに1年限りで作付けをするための賃貸となります。

議 長： ただいま、番号10番について、横田委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号10番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。初めに、番号8番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号8番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。8番について説明いたします。この土地は、風連駅から東へ300メートル程度離れたところですが、〇〇さんが住んでいた宅地の南側の畑です。隣を作付けしている〇〇〇〇〇〇さんとの売買になります。

議 長： ただいま、番号8番について、住田委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号8番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番は原案のとおり決定いたしました。続いて、番号9番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見はございませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号9番について説明します。所在は9ページをご覧ください。道道下川風連線の7線というところの少し右側に風連別川がありますが、その右側のところが所在地になります。〇〇さんは、以前に〇〇さんの親の農地と宅地を購入しており、残っていた農地を処分するための贈与となります。

議 長： ただいま、番号9番について横田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第6、報告第1号「農地法第5条転用工事完了報告」**を議題に供します。番号2番について、上手委員より報告お願いいたします。

上手委員： 11番 上手です。番号2番について報告いたします。〇〇〇〇さんの完了報告ですが、今月の21日に事務局より連絡がありまして、22日に現地を確認してきました。農業用倉庫の建設が終了していることを確認してきましたので、報告いたします。

議 長： 番号2番について報告がありました。以上で報告第1号を終わります。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第6回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後1時49分 閉会)

【公告：令和4年6月30日 番号74番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____